

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス運営規程

医療法人麓会

## (事業の目的)

第1条 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省第37号）」第73条及び「指定介護予防サービス等の人員・設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第72条の定めるところにより、本規程を定め、当法人の行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス（以下、「訪問看護サービス」という。）の適正な運営を確保することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 当事業所の訪問看護サービスの運営方針は、次のとおりとする。

### (1) 基本方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### (2) 具体的方針

看護師等を行う訪問看護サービスの具体的な方針は、次のとおりとする。

- ① サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- ② 医学の進歩に対し、適切な看護技術を持って、これを行う。
- ③ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境の適切な把握に努め、利用者及びその家族に適切な指導を行う。
- ④ サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する関係者と密接な連携に努める。

## (事業所の所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ふもと訪問看護ステーション
- (2) 所在地 新潟県上越市中央1丁目23-26

## (従業者の職種及び員数)

第4条 事業所の従業者として、次のとおり職員を配置する。

- |                  |   |            |
|------------------|---|------------|
| (1) 管理者（看護師）     | } | 専任者 2.5人以上 |
| (2) 看護師 (3) 准看護師 |   |            |

## (職務の内容)

第5条 前条に定める者の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、看護師等を指揮監督するとともに、常に安定的、継続的に適切な訪問看護が提供されるよう総合的な配慮をするものとする。また、次の事項については自ら一元的な管理をするものとする。

- ① 利用申し込みに関する調整
- ② 業務実施状況の把握
- ③ 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画書等」という。）及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書（以下、「訪問看護報告書等」という。）の作成指導及び管理のこと。
- ④ 問題事項の把握と管理
- ⑤ その他の事業所としての必要な管理

(2) 看護師等は、管理者の指揮のもとに次の業務を行う。

- ① 訪問看護計画書等の作成に関すること。  
注：既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。（省令基準第 70 条第 2 項）
- ② 訪問看護報告書等の作成に関すること。
- ③ 主治の医師に対する訪問看護計画書等及び訪問看護報告書等の提出、その他これに関連する業務（当該利用者の主治の医師から指示書の交付を受けることを含む。）に関すること。
- ④ 訪問看護サービスの提供に関すること。
- ⑤ 訪問看護計画書等の作成上必要な説明（その後の実地状況及び評価を含む。）及び本人・家族の同意の取り付けに関すること。
- ⑥ その他事業遂行上必要な事項の処理に関すること。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜～金曜、第 1、3、5 土曜日午前中
- (2) 営業時間 平日 8 時 30 分～17 時 00 分 ・ 土曜日（第 1、3、5）8 時 30 分～12 時 30 分
- (3) 休日 日曜、国民の祝日、年末年始（12/30～1/3）、第 2、4 土曜日、夏期（8/15）  
第 1、3、5 土曜日の午後

（訪問看護サービスの内容）

第 7 条 当事業所の提供する訪問看護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 身体の清潔・排泄の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) カテーテル等の交換・管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症の看護

- (7) 終末期の看護
- (8) 介護されている人への介護方法の助言
- (9) 在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用)

第 8 条 訪問看護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した場合には利用料の本人負担の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 利用者の都合でサービスの利用を中止する場合はキャンセル料を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、上越市における次の地区とする。

直江津、有田、保倉、北諏訪、八千浦、谷浜、桑取、頸城、大潟、春日、柿崎

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業所は、サービスを提供中に利用者に病状の急変その他重大な事故が発生した場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行う。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業者は、訪問看護サービス等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する訪問看護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第 12 条 事業者は、訪問看護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 13 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様のものとする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第 14 条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、措置の徹底を図ることから、指針の整備、研修の実施や担当者を定めるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養

護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (その他管理運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けることとする。

2 事業所は、訪問看護サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第18条 職場に事業所は、適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 職場のハラスメントに関する事項は、別に定める医療法人麓会の就業規則によるものとする。

3 ハラスメントには、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意し、適切な対応を講じるよう努める。

#### 附則

この運営規程は、平成24年4月1日から実施する。

この運営規程の一部改正は、平成30年9月1日から実施する。

この運営規程の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

この運営規程の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。